

令和 7 年 9 月定例会

福祉環境委員会における部長説明要旨

令和 7 年 9 月 2 2 日（火）

第 2 委 員 会 室

環 境 生 活 部

環境生活部長の湯川でございます。

委員の皆様方には、日頃から環境生活行政の推進に格別の御理解と御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、環境生活部における最近の主な取組について、御説明いたします。

まず、今月 3 日、委員の皆様方にご視察いただいた環境衛生研究センターについては、本年 7 月、旧庁舎の解体撤去にあたり土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染対策法の基準を超過した鉛と水銀が検出されました。

このため、環境省のガイドラインで示されている範囲にあるセンター周辺の住民に対して、井戸の所有や飲用の有無に係る調査及び井戸の水質調査を行いました。飲用の井戸はなく、また、基準を超えるものもございませんでした。今後、和歌山市の指導のもと、汚染土壌の飛散・流出防止など適切な処置を講じてまいります。

次に、地球温暖化対策につきましては、本県の脱炭素化を推進するため、国の重点対策加速化事業を活用し、太陽光発電設備等の県有施設への設置を進めており、今月 3 日にご視察いただいたはまゆう支援学校が PPA 方式による第一号の施設となります。

また、引き続き、住宅及び事業所への太陽光発電設備・蓄電池等の導入支援に取り組んでまいります。

次に、自然共生社会の推進につきましては、本県の豊かな自然環境や希少な動植物を将来にわたり保全する担い手を育成することを目的に、京都大学瀬戸臨海実験所及び北

海道大学和歌山研究林の研究者にご指導いただき、こども達を対象とした「ネイチャー・キャンプ」を実施したところです。

また、現在、ツキノワグマの個体数管理に関する目標や方法を定めた「第二種特定鳥獣管理計画」の策定を進めており、本年秋には作成を完了させる予定です。

引き続き、三重県、奈良県とも連携を図りながら、人的被害の防止を最優先に取り組んでまいります。

次に、廃棄物の適正処理の推進につきましては、災害廃棄物処理対策として、県災害廃棄物処理支援要員、市町村職員及び関係団体を対象とした勉強会を7月25日に実施し、大規模災害時における家屋解体の対応について、情報共有や意見交換を行うなど、災害廃棄物処理対応力の向上を図りました。

次に、生活環境の保全につきましては、5月7日から10月3日までの間、光化学オキシダントの特別監視を実施しておりますが、基準値を超える場合は、メール配信や報道機関への資料提供などにより、速やかに県民の皆様に注意喚起を行うなど健康被害の発生防止に取り組んでいるところです。

なお、今年度は、本日まで、予報等の発令基準を超過した日はありませんでした。

次に、安全・安心に暮らせる社会の実現につきましては、今月21日から30日まで、秋の全国交通安全運動を実施しております。期間中、安全な道路横断方法の実践や反射材用品の着用促進等に重点的に取り組み、歩行者の安全

確保に努めてまいります。

次に、食の安全・安心につきましては、夏場に多発する食中毒を予防するため、7月に県内 755 件の飲食店等に対し夏期一斉の立入検査を実施するとともに、「食の安全親子教室」を開催するなど、食品衛生の確保及び向上に取り組んでまいりました。

次に、動物愛護の推進につきましては、動物の愛護と適正な飼養について関心と理解を深めていただくため、今月 14 日と 15 日の 2 日にわたり、親子で楽しく学べる「WAW(わう)フェスタ」を開催し、2,200 人にご参加いただきました。

また、野良猫による生活環境への被害と、殺処分される不幸な猫をなくすため、引き続き地域猫対策と新たな飼い主への譲渡を進めてまいります。

続きまして、報告案件について、御説明申し上げます。

「令和 7 年版 和歌山県環境白書」を和歌山県環境基本条例第 8 条の規定に基づき、提出しております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。